

育児・介護休業規程

株式会社 食環境衛生研究所

受付

令和7年6月12日

前橋労働基準監督署

育児・介護休業規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社食環研環境衛生研究所就業規則第30条に基づき、社員の育児休業及び介護休業等について定めたものである。

(育児休業)

第2条 育児のために休業することを希望する社員（日雇社員を除く）であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、申出により、子が1歳に達するまでの間で、本人が申し出た期間、育児休業をすることができる。ただし、有期契約社員にあっては、申出時点において、子が1歳6か月（6、7の申出にあっては2歳）に達するまでに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、育児休業をすることができる。

2 1、3から7にかかわらず、労使協定により除外された次の社員からの休業の申出は拒むことができる。

一 入社1年未満の社員

二 申出の日から1年以内（4から7の申出をする場合は、6か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな社員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の社員

3 1にかかわらず、配偶者が社員と同じ日から又は社員より先に育児休業をしている場合、社員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間、育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。

4 次のいずれにも該当する社員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第3項（本項）に基づく休業を子の1歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 社員又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

(ア) 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

(イ) 社員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以下育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(3) 子の1歳の誕生日以降に本項の休業をしたことがないこと

5 4にかかわらず、産前・産後休業等が始まったことにより1、4に基づく育児休業が終了し、その産前・産後休業等に係る子等が死亡等した社員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

6 次のいずれにも該当する社員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について、育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6か月の誕生日応当日とする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第4項（本項）に基づく休業を子の1歳6か月の誕生日応当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

受付

令和7年6月12日

前橋労働基準監督署

- (1) 社員又は配偶者が子の1歳6か月の誕生日応当日の前日に育児休業をしていること
- (2) 次のいずれかの事情があること
- (ア) 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合
- (イ) 社員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合
- (3) 子の1歳6か月の誕生日応当日以降に本項の休業をしたことがないこと
- 7 6にかかわらず、産前・産後休業等が始まったことにより1、4、5又は6に基づく育児休業が終了し、その産前・産後休業等に係る子等が死亡等した社員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。
- 8 育児休業をすることを希望する社員は、原則として育児休業を開始しようとする日の1か月前（4から7に基づく1歳を超える休業の場合は、2週間前）までに、育児休業申出書を人事担当者に提出することにより申し出るものとする。
なお、育児休業中の有期契約社員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。
- 9 1に基づく申出は、配偶者の死亡等特別の事情がある場合を除き、一子につき2回までとする。4に基づく申出は、産前・産後休業等が始まったことにより1、4又は5に基づく休業が終了したが、その産前・産後休業等に係る子等が死亡等した場合を除き、一子につき1回限りとする。6に基づく申出は、産前・産後休業等が始まったことにより1、4、5、6又は7に基づく休業が終了したが、その産前・産後休業等に係る子等が死亡等した場合を除き、一子につき1回限りとする。
- 10 育児休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該育児休業申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

(出生時育児休業（産後パパ育休）)

- 第3条 育児のために休業することを希望する社員（日雇社員を除く）であって、産後休業をしておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、申出により4週間（28日）以内の期間の出生時育児休業をすることができる。ただし、有期契約社員にあっては、申出時点において、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。
- 2 1にかかわらず、労使協定により除外された次の社員からの休業の申出は拒むことができる。
- 一 入社1年未満の社員
- 二 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな社員
- 三 1週間の所定労働日数が2日以下の社員
- 3 出生時育児休業をすることを希望する社員は、原則として、出生時育児休業を開始しようとする日の2週間前までに、出生時育児休業申出書を人事担当者に提出することにより申し出るものとする。
なお、出生時育児休業中の有期契約社員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

受付

令和7年6月12日

前橋労働基準監督署

る。

- 4 1に基づく申出は、一子につき2回に分割できる。ただし、2回に分割する場合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかつた場合は後の申出を拒む場合がある。
- 5 出生時育児休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該出生時育児休業申出書を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。
- 6 出生時育児休業中に就業することを希望する社員は、出生時育児休業中の就業可能日等申出書を休業前日までに人事担当者に提出すること。
- 7 会社は、6の申出があった場合は、申出の範囲内の就業日等を申出書を提出した社員に対して提示する。社員は提示された就業日等について、出生時育児休業中の就業日等の同意・不同意書を人事担当者に提出すること。休業前日までに同意した場合に限り、休業中に就業することができる。会社と社員の双方が就業日等に合意したときは、会社は速やかに出生時育児休業中の就業日等通知書を交付する。

(介護休業)

- 第4条 要介護状態にある家族を介護する社員（日雇社員を除く）は、申出により、介護を必要とする家族1人につき、通算93日までの範囲内で3回を上限として介護休業をすることができる。ただし、有期契約社員にあっては、申出時点において、介護休業開始予定日から93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、介護休業をすることができる。
- 2 1にかかわらず、労使協定により除外された次の社員からの休業の申出は拒むことができる。
 - 一 入社1年未満の社員
 - 二 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな社員
 - 三 1週間の所定労働日数が2日以下の社員
 - 3 要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。
配偶者／父母／子／配偶者の父母／祖父母／兄弟姉妹／孫
 - 4 介護休業をすることを希望する社員は、原則として介護休業を開始しようとする日の2週間前までに、介護休業申出書を人事担当者に提出することにより申し出るものとする。
 - 5 介護休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該介護休業申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

(子の看護等休暇)

第5条 小学校第3学年修了までの子を養育する社員（日雇社員を除く）は、次に定める当該子の世話等のために、就業規則第22条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護等休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

- 一 負傷し、又は疾病にかかった子の世話
- 二 当該子に予防接種や健康診断を受けさせること
- 三 感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話
- 四 当該子の入園（入学）式、卒園式への参加

ただし、労使協定により除外された、1週間の所定労働日数が2日以下の

受付

令和7年6月12日

前橋労働基準監督署

社員からの申出は拒むことができる。

- 2 子の看護等休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

(介護休暇)

- 第6条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする社員（日雇社員を除く）は、就業規則第22条に規定する年次有給休暇とは別に、対象家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
ただし、労使協定により除外された、1週間の所定労働日数が2日以下の社員からの申出は拒むことができる。
- 2 介護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

(育児・介護のための所定外労働の制限)

- 第7条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する社員（日雇社員を除く）が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する社員（日雇社員を除く）が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。
- 2 1にかかわらず、労使協定によって除外された次の社員からの所定外労働の制限の請求は拒むことができる。
- 一 入社1年未満の社員
 - 二 1週間の所定労働日数が2日以下の社員
- 3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限請求書を人事担当者に提出するものとする。

(育児・介護のための時間外労働の制限)

- 第8条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する社員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する社員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。
- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する社員は育児のための時間外労働の制限及び介護のための時間外労働の制限を請求することができない。
- 一 日雇社員
 - 二 入社1年未満の社員
 - 三 1週間の所定労働日数が2日以下の社員
- 3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限を開始しようとする日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限請求書を人事担当者に提出するものとする。

(育児・介護のための深夜業の制限)

- 第9条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する社員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する社員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時

受付

令和7年6月12日

前橋労働基準監督署

時までの間に労働させることはない。

- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する社員は深夜業の制限を請求することができない。
 - 一 日雇社員
 - 二 入社1年未満の社員
 - 三 請求に係る家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する社員
 - (1) 深夜において就業していない者（1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること
 - (2) 心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること
 - (3) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定でないか、又は産後8週間以内でない者であること
 - 四 1週間の所定労働日数が2日以下の社員
 - 五 所定労働時間の全部が深夜にある社員
- 3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限を開始しようとする日の1か月前までに、育児・介護のための深夜業制限請求書を人事担当者に提出するものとする。

（育児短時間勤務（3歳未満））

- 第10条 3歳に満たない子を養育する社員は、申し出ることにより、就業規則第13条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。
所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、午前12時から午前12時45分までの45分間とする。）の6時間15分とする（1歳に満たない子を育てる女性社員は更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる。）。その他、会社が認める限りとする。
- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する社員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。
 - 一 日雇社員
 - 二 1日の所定労働時間が6時間以下の社員
 - 三 労使協定によって除外された次の社員
 - (ア) 入社1年未満の社員
 - (イ) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員
 - 3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮を開始しようとする日の1か月前までに、短時間勤務申出書により人事担当者に申し出なければならない。

（柔軟な働き方を実現するための措置）

- 第11条 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する社員（対象社員）は、柔軟な働き方を実現するために申し出ることにより、次のいずれか1つの措置を選択して受けることができる。
- 一 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
 - 二 短時間勤務制度
- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する社員からの申出は拒むことができる。
 - 一 日雇社員
 - 二 労使協定によって除外された次の社員

受付

令和7年6月12日

前橋労働基準監督署

- (ア) 入社1年未満の社員
(イ) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員
- 3 1の一に定める始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの措置内容及び申出については、次のとおりとする。
- 一 対象社員は、申し出ることにより、就業規則第13条の始業及び終業の時刻について、以下のように変更することができる。
- ・時差出勤A=午前8時30分始業、午後5時00分終業
 - ・時差出勤B=午前9時00分始業、午後5時30分終業
- その他、会社が認める限りとする。
- 二 申出をしようとする者は、1回につき1年以内の期間について、制度の適用を開始しようとする日及び終了しようとする日並びに時差出勤Aから時差出勤Bのいずれに変更するかを明らかにして、原則として適用開始予定日の1か月前までに、育児時差出勤申出書により人事担当者に申し出なければならない。
- 4 1の二に定める短時間勤務制度の措置内容及び申出については、次のとおりとする。
- 一 対象社員は、申出ることにより、以下のように変更できる。
- (1) 9:00-16:00
 - (2) 9:00-15:00
 - (3) その他、会社が認めた場合に限る。
- 5 短時間勤務制度の申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1か月前までに、短時間勤務申出書により人事部労務課に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、会社は速やかに申出者に対し、短時間勤務取扱通知書を交付する。

(介護短時間勤務)

- 第12条 要介護状態にある家族を介護する社員は、申し出ることにより、当該家族1人当たり利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で、就業規則第13条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。
- 所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、午前12時から午前12時45分までの45分間とする。）の6時間15分とする。その他、会社が認める限りとする。
- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する社員からの介護短時間勤務の申出は拒むことができる。
- 一 日雇社員
 - 二 労使協定によって除外された次の社員
 - (ア) 入社1年未満の社員
 - (イ) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員
- 3 介護のための短時間勤務をしようとする者は、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮を開始しようとする日の2週間前までに、短時間勤務申出書により人事担当者に申し出なければならない。

(育児・介護休業等に関するハラスメントの防止)

- 第13条 すべての社員は第2条～第12条の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する社員の就業環境を害する言動を行ってはならない。
- 2 1の言動を行ったと認められる社員に対しては、就業規則第37条及び第66条に基づき、厳正に対処する。

受付

令和7年6月12日

前橋労働基準監督署

(給与等の取扱い)

- 第14条 基本給その他の月毎に支払われる給与の取扱いは次のとおり。
- 一 育児・介護休業（出生時育児休業含む。以下同じ。）をした期間については、支給しない。
 - 二 第5条及び第6条の制度の適用を受けた日又は時間については、無給とする。
 - 三 第9条、第10条及び第12条の制度の適用を受けた期間については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する。
 - 2 定期昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。第5条～第12条の制度の適用を受けた日又は期間については、通常の勤務をしているものとみなす。
 - 3 賞与については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日における勤務成績などを考慮して計算した額を支給する。また、その算定対象期間に第10条及び第12条の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は、支給しない。第5条～第9条及び第11条の制度の適用を受けた日又は期間については、通常の勤務をしているものとみなす。
 - 4 退職金の算定に当たっては、育児・介護休業をした期間は勤続年数に含めない。また、第5条～第12条の制度の適用を受けた日又は期間については、通常の勤務をしているものとみなす。
 - 5 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日は出勤したものとみなす。

(仕事と育児の両立に関する個別周知及び意向確認並びに個別意向聴取及び配慮等)

- 第15条 仕事と育児の両立に関する個別周知及び意向確認並びに個別意向聴取及び配慮等

- (1) 当該社員に対して、育児休業に関する制度等（育児休業、出生時育児休業、パパ・ママ育休プラス、育児休業等の申出先、育児休業給付に関すること、休業期間中の社会保険料の取扱い、育児休業中及び休業後の待遇や労働条件など）を個別に周知し、制度利用の意向を確認する。社員から育児休業の取得意向が示された場合、会社は、当該社員ごとに育休復帰支援プランを作成する。同プランに基づく措置は、業務の整理・引継ぎに係る支援、育児休業中の職場に関する情報及び資料の提供など、育児休業を取得する社員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施する。
- (2) 当該社員から、勤務時間帯（始業及び就業の時刻）、勤務地（就業場所）、両立支援制度等の利用期間、その他仕事と育児の両立の支障となる事情の改善に資する就業の条件についての意向を個別に聴取する。会社は、意向聴取後、自社の状況に応じ、勤務時間帯・勤務地にかかる調整、業務量の調整、両立支援制度の利用期間等の見直し、労働条件の見直しなど、当該意向に配慮した取組を行う。
- 2 会社は、子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間（1歳11か月に達した日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで）である社員に対して、以下の措置をすべて実施する。
- (1) 当該社員に対して、柔軟な働き方を実現するための措置の内容及び当該措

受付

令和7年6月12日

前橋労働基準監督署

置の申出先、育児のための所定外労働の制限、時間外労働の制限及び深夜業の制限に関する制度内容を個別に周知し、制度利用の意向を確認する。

- (2) 当該社員から、勤務時間帯（始業及び就業の時刻）、勤務地（就業場所）、両立支援制度等の利用期間、その他仕事と育児の両立の支障となる事情の改善に資する就業の条件についての意向を個別に聴取する。会社は、意向聴取後、自社の状況に応じ、勤務時間帯・勤務地にかかる調整、業務量の調整、両立支援制度の利用期間等の見直し、労働条件の見直しなど、当該意向に配慮した取組を行う。
- 3 会社は、育児休業及び出生時育児休業の申出が円滑に行われるようするため、育児休業（出生時育児休業含む）に係る研修を実施する。

（仕事と介護の両立に関する個別周知及び意向確認並びに情報提供等）

第16条 会社は、社員から本人が対象家族を介護していることの申出があった場合は、当該社員に対して、円滑な休業取得及び職場復帰を支援するため、介護休業に関する制度等（介護休業・介護両立支援制度等（介護休暇、介護のための所定外労働の制限・時間外労働の制限・深夜業の制限、介護短時間勤務等の措置）の内容、介護休業・介護両立支援制度等の申出先、介護休業給付に関すること、介護休業中及び休業後の待遇や労働条件など）を個別に周知し、制度利用の意向を確認する。

- 2 社員から介護休業・介護両立支援制度の利用意向が示された場合、会社は、当該社員ごとに介護支援プランを作成する。同プランに基づく措置は、業務の整理・引継ぎに係る支援、介護休業中の職場に関する情報及び資料の提供など、介護休業・介護両立支援制度を利用する社員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施する。
- 3 会社は、社員が40歳に達する日の属する年度又は40歳に達した日の翌日から1年以内に、介護休業に関する制度等（介護休業・介護両立支援制度等の内容、介護休業・介護両立支援制度等の申出先、介護休業給付に関すること、介護保険制度の内容）を情報提供する。
- 4 会社は、介護休業・介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようするため、介護休業・介護両立支援制度等に係る研修を実施する。

（法令との関係）

第17条 育児・介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、時間外労働及び深夜業の制限、育児短時間勤務並びに介護短時間勤務に関して、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

附 則

本規程は、平成24年12月1日から適用する。

本規定は、平成29年1月1日から改訂し適用する。

本規定は、平成29年10月1日から改訂し適用する。

本規定は令和4年4月1日から改訂し適用する。

本規定は令和7年5月28日から改訂し適用する。

受付

令和7年6月12日

前橋労働基準監督署